

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：12611

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13528

研究課題名(和文)強訴消滅後の室町・戦国期興福寺訴訟ルートの基礎的研究

研究課題名(英文)A basic study of the route of lawsuits used by Kofuku-ji in Muromachi and Sengoku period after the extinction of the violent lawsuit called Gousu.

研究代表者

大藪 海(OYABU, Umi)

お茶の水女子大学・基幹研究院・助教

研究者番号：80748054

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文):強訴消滅後に朝廷・室町幕府と興福寺との間を取り次ぐ存在として史料上現れる南都伝奏については、登場時期については明らかにされていたものの、登場経緯については不明であった。本研究では、強訴消滅前後の両者間の交渉を検討することにより、事実上神木入洛を伴う最後の強訴となった康暦の強訴において両者間を奔走した二条良基の活動が南都伝奏の原型となったことを明らかにした。また、その南都伝奏を通じて幕府から興福寺に対して高圧的な統制がなされたと考えられてきたが、それは興福寺別当の権威失墜とより上位の権力と結び付けたいという興福寺内部の動きがあっはじめて成立したものであることも指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

中世初期以来、強訴を手段として数々の政治的・経済的要求を実現させてきた興福寺が、室町時代になると武力に訴えることを控え、一転して政治的交渉により物事の解決を図るようになる。このことについては室町幕府の強大な権力と寺社権力の失墜という一般的な説明により理解されてきたが、個々の事例に即して検討する必要がある。またそうすることで従来の見方の偏りを是正することが可能となることを示すことができたと考えている。

研究成果の概要(英文):Regarding the Nanto Tenso(南都伝奏) that appears in historical materials as a mediator between the Imperial Court, Muromachi Shogunate and Kofuku-ji after the extinction of the violent lawsuit called Gousu(強訴), the time of its appearance was known, but, it was unclear how it appeared. In this study, by examining the negotiations between the two before and after extinction of the violent lawsuit, the activity of Yoshimoto Nijo, who acted between the two in the last violent lawsuit, was the prototype of the Nanto Tenso. In addition, the study pointed out that it has been considered that the Shogunate exerted high-pressure control over Kofuku-ji through the Nanto Tenso, but there was a movement within Kofuku-ji that wanted to connect the higher powers and the loss of authority at Kofuku-ji Betto(興福寺別当), these made possible the control.

研究分野：日本中世史

キーワード：日本中世史 室町幕府 朝廷 興福寺 強訴 南都伝奏

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

中世前期の興福寺が行った強訴(ごうそ)は、興福寺が朝廷に対して自らの要求を認めさせる際に有効に機能した。しかし室町幕府第三代将軍足利義満の時代になると春日社の御神木を京都で振りかざすような強訴(神木入洛をともなう強訴)は途絶えた。これは、興福寺が強大な幕府権威の前に屈服したためと理解されてきた。

そしてその強訴消滅と同時に史料上で活動が確認できるようになるのが南都伝奏(なんとてんそう)である。伝奏はそもそも朝廷内に設置されたものであるが、足利義満の時期には興福寺との連絡役に特化したものが現れ、しかもそれは朝廷だけでなく幕府と興福寺との間にも介在するようになった。その新たに成立した立場が南都伝奏と呼ばれたのである。

この強訴が消滅したことと南都伝奏の活動出現にはどのような関係性があるのか、また南都伝奏の出現により、従来朝廷・興福寺間に存在した交渉ルートはどのように変化し、それに関わる人々はいかに対応していったのが不明なままであった。

2. 研究の目的

強訴消滅前後の朝廷・幕府と興福寺間の交渉過程を比較し、南都伝奏の活動の淵源と職務範囲を検討することにより、中世前期から後期への転換の様相を明らかにすることと、強訴消滅後の朝廷・幕府と興福寺との関係を、特に興福寺から提起された訴訟の進行過程を検討の素材とすることにより、南北朝末期になって新たに設置された南都伝奏が両者の関係の安定化に果たした役割を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

史料として主に用いたのは、公家の日記である。興福寺の動向は同寺を氏寺とする藤原氏公卿にとって重大な関心事であり、彼らの日記にはそれが多く記載されている。また、南都伝奏を務めた公家自身の日記も現存しており、そこから朝廷・幕府と興福寺間の交渉の様子を当事者の視点から知ることができるためである。彼らの日記から朝廷機構内、藤氏長者を中心とする摂関家の機構内、そして室町幕府の機構内の人物それぞれの動きを析出し、あわせて、興福寺側の諸記録(『大乘院寺社雑事記』などの大乘院門跡の日記や、寺内の事務組織や諸堂に所属する僧侶が遺した記録等)も読み進めることで、朝廷・幕府と興福寺との交渉に携わった人々の活動を把握し、そうした人々と南都伝奏との関係性・役割分担を明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

上記の問題関心・研究方法に基づき、南北朝期から検討を始めた。大藪海「南北朝期の興福寺強訴と戒重西阿 いわゆる三輪勝房をめぐる」(『大美和』第134号、2018年、pp.20-26)は、南北朝初期に大和国で起きた戒重西阿の反乱鎮圧を求めて起こされた、暦応の強訴(暦応2年1339と暦応3年の2回)に注目した論文である。当該期ははまだ南都伝奏が設置されていない時期であり、興福寺内も一乗院・大乘院両門跡を中心にまだまとまり得ていた時期であった。そのため中世前期以来の藤原氏の氏長者を頂点とする命令回路が機能していたことや、氏長者の命令を承って出される長者宣(ちょうじゃせん)や藤原氏設置の学問所である勸学院の政所請文の発給も確認できた。すでに室町幕府は成立していたものの、幕府の関与は反乱鎮圧という武力の行使面に限定されていたとみられる。

次に注目したのは、康暦の強訴(康暦2年1380)である。この強訴が起こされた時期には、政治の主導権は朝廷から幕府に移っており、暦応の強訴時点とは様相を大きく異にしていた。また南都伝奏は康暦年間に成立したことがすでに指摘されており、強訴の消滅と南都伝奏の出現の関係性を探るためには絶好の検討素材であった。大藪海「康暦の強訴終結後の混乱と南都伝奏の成立」(『お茶の水史学』第62号、2019年、pp.1-15)では、神木入洛を伴う強訴が足利義満の朝儀への参加実現という特殊な事情に基づき強制終了させられ、その過程に義満の朝議参加を推進した二条良基の多大な関与が確認できることや、強訴終結後も続いた興福寺内部の混乱を収めるために引き続き二条良基が朝廷・幕府側の窓口として機能していたことなどを指摘した。良基のそのような活動は同時期に出現するとされる南都伝奏の活動そのものであり、良基の活動に南都伝奏の原型がみられると結論付けた。さらに、論文では十分に言及できなかったが、その際に興福寺側の窓口として機能していた万里小路嗣房は初代南都伝奏とされる人物であり、二条良基の没後はその活動も引き継いだことにより朝廷・幕府と興福寺との間を繋ぐ存在となり、南都伝奏が成立したと考えられる。

南都伝奏が設置されていた室町期には(神木入洛をともなう)強訴は起きておらず、幕府の興福寺への「介入」とみられる事例が急増する。大藪海「応永期興福寺諸職補任事例にみる室町幕府・興福寺関係の変化」(第117回史学会大会日本史部会、東京大学、2019年11月10日)は、その「介入」事例の代表例とされる興福寺の事務組織である四目代(会所目代・通所目代・公文目代・修理目代)補任について、足利義満期と次代の足利義持期を比較・検討したものである。義満期の補任については確かに強制的な面があり、理不尽になされていることが確認できるものの、義持期については判断能力の低下した朝廷や藤氏長者に代わって義持が公正に行おうとした姿勢がみられるため、それを単純に「介入」とはみなしがたいことを指摘した。これにより、幕府による南都伝奏を通じた興福寺の統制といった見方も再検討の余地が生じたといえる。

以上のような成果を挙げることはできたものの、朝廷・幕府と興福寺間の交渉への南都伝奏以

外の関与については十分に検討することができず、課題を残した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 大藪海 | 4. 巻 第846号 |
| 2. 論文標題 「明応の政変における伊勢貞宗の動向 新出文書の紹介」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 『日本歴史』 | 6. 最初と最後の頁 75-77 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 大藪海 | 4. 巻 第77号 |
| 2. 論文標題 「奥州再仕置に関わる新出の徳川家康書状」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 『戦国史研究』 | 6. 最初と最後の頁 28-29 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---------------------------------------|--------------------|
| 1. 著者名 大藪海 | 4. 巻 第62号 |
| 2. 論文標題 「康暦の強訴終結後の混乱と南都伝奏の成立」 | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 『お茶の水史学』 | 6. 最初と最後の頁 1-15 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|---|---------------------|
| 1. 著者名 大藪海 | 4. 巻 134 |
| 2. 論文標題 「南北朝期の興福寺強訴と戒重西阿 いわゆる三輪勝房をめぐる」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 『大美和』 | 6. 最初と最後の頁 20-26 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 大藪海 |
| 2. 発表標題 応永期興福寺諸職補任事例にみる室町幕府 興福寺関係の変化 |
| 3. 学会等名 第117回史学会大会日本史部会 |
| 4. 発表年 2019年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 久水俊和 石原比伊呂 中井裕子 生駒孝臣 大藪海 芳澤元 池和田有紀 松永和浩 田中奈保 高取廉 大澤泉 田村航 豊永聡美 森田大介 木下昌規 水野嶺 井手麻衣子 | 4. 発行年 2020年 |
| 2. 出版社 戎光祥出版 | 5. 総ページ数 401 |
| 3. 書名 『室町・戦国天皇列伝』 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

| 6. 研究組織 | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------|---------------------------|-----------------------|----|
|---------|---------------------------|-----------------------|----|